

令和 2 年度栗東市予算編成方針

わが国の経済情勢は、最近の月例経済報告において、「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。」とされているが、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとしている。

今後、国においても「骨太の方針 2019」を踏まえた令和 2 年度予算の編成が行われることとなるが、全世代型社会保障への改革、人づくりや働き方改革、地方創生など地方財政とも密接な関りをもつ政策・施策が遂行されることと考えられる。

また、県においては、平成 31 年 3 月に策定された「行政経営方針」や 29 年 7 月に示された「今後の財政運営の基本的な考え方」において、選択と集中の一層の徹底、また、事業効果を踏まえた抜本的な見直しを行い、一層の効率化、合理化、経費の最小化、年度間の平準化を図るとされており、市町への補助金の見直しなど、市財政に関わりのある改革をより一層進めることが考えられる。

本市にあっては、こうした国・県の動きを的確に捉え、市民生活へプラス影響を及ぼす施策については、積極的かつ有効に活用する一方で、マイナス影響を与える内容については、その影響を最小限に食い止めるため、具体内容を詳細に把握しながら対策を講じなければならない。

さらに、新駅周辺地域の後継プランについては、これまで同様着実な進展に取り組み、政策変更の当事者である滋賀県にも責任を持ってこれらを完遂するよう引き続き求め、新たなまちづくりの成功に向け不断の努力を続けていく必要がある。

本市の財政状況については、平成 30 年度決算において、市民税や固定資産税などの市税が增收となるなど、一部持ち直しの兆しが見られ、また、これまでの財政改革の効果もあり財政運営基本方針で目標設定している健全化判断比率も年次的に改善してきた。しかしながら、物件費や扶助費の伸び、歳出総額に対して大きな割合を占める公債費負担などと相まって、**経常収支比率**は 95.1 と未だ高い水準で、財政の硬直化が継続している。また、健全化判断比率についても回復基調にあるとはいえ、全国的に高い水準にあり、起債現在高比率、経常収支比率とともに厳しい状況を踏まえ、今後も引き続き財政健全化に向けた努力を続けていかなければならない。

令和 2 年度は、歳入においては企業誘致の効果による税収増が見込める一方で引き続き普通交付税の不交付団体になることが想定され、歳出においては会計年度任用職員制度の導入、幼保無償化の影響、第三セクター等改革推進債の償還などにより、引き続き非常に厳しい財政運営が予想される。具体的な財政運営にあっては、財源不足の解消のために多額の基金取り崩しに依存した財政構造が継続しており、弹力的な財政運営が困難な状況にある。このことから、今後も引き続きこれまでの改革効果を維持するとともに、必要な事業の推進と財政健全化を進めるために、積極的な財源確保策を講ずる必要がある。

これらを踏まえ、令和 2 年度の予算編成にあたっては、第六次栗東市総合計画の具現化と、第 2 期栗東市総合戦略において地方創生を更に推進する観点から、地域の実情を踏まえたまちの活力維持・向上を図り、地域資源やまちの魅力を活かしたより一層の施策展開を図ることとする。そのため、元気都市栗東の構築に向けた「元気創造事業」は未来へつなげる事業として引き続き実施する。そして、通常ベースにおける緊縮型予算を維持する事と財政健全化に向けた更なる取

り組みと社会経済情勢の変化等に伴う必要な行政サービスの提供を両立させながら、将来にわたる市民サービスの向上のため、引き続き「いつまでも住み続けたくなる安心な元気都市栗東」の実現を目指し、令和2年度の予算編成に全力であたるものとする。

【予算見積原則】

1. 繼続的な行政改革を進める観点から、事業の廃止、統合など整理・合理化を積極的に進めること。
2. 歳入については、国や県の政策や補助施策等の動向に注視しつつ、法令の規定に従い、かつ合理的な基準により要求することとし、国・県補助事業等が廃止縮減されるもの（既に廃止縮減されたもの）については、市費への振り替えは認められないので、事務事業そのものを廃止すること。
3. 市税などの滞納繰越分については、納税者間・受益者間の公平を期するため、様々な手立てを講じ、徴収率向上のために最大の努力を払うこと。
4. 財政事情が極めて厳しく限られた財源の中で、年々多種多様化する行政需要に対応するため、事業の選択にあたっては、従来の概念にとらわれることなく、費用対効果を十分に検討すること。また、近隣他市の状況なども参考にしながら、市民生活のセーフティーネットの確保など、真に行政効果が期待できる重要度・緊急度の高いものを厳選し、重点主義に徹した予算要求とすること。

新規事業は、地方創生関連をはじめ、真に必要かつ特定財源がある事業以外については、認めない。さらに、既存事業についても事業年度の平準化を行うとともに、その事業手法等の見直し効果を高めると同時に、経常的経費の10%縮減等コストを下げる努力を今まで以上に行うこと。

5. 「地方創生関連事業」については、各所管において「第2期栗東市総合戦略」を見据えた中で現戦略における基本目標の具現に資する内容で、次期戦略においても効果が見込めるなど、費用対効果を十分に見極めた上での予算要求とすること。
6. 市民や職員などからの改革提案があったものについては、その内容を十分検証し、事業の具現化につながるよう検討すること。
7. 予算要求は、一般財源の低減が図れるよう、特定財源の確保や計画内容の工夫・精査等による事業費の縮減を図るとともに、事業の実施に際しては、民間活力の活用等多面的に検討を加えること。
8. 債務負担行為の計画にあたっては、後年度の財政負担の増大を避けるため、慎重を期して行うこと。
9. 人件費については、現行の臨時的な任用職員を含め削減を実施し、予算要求に反映すること。
10. 各種補助金については、社会経済情勢及び近隣他市の状況等を踏まえ、積極的に見直しを行うこと。
11. 「元気創造事業」については、各所管において具体的な事業を検討し、その事業効果等を十分検証のうえ予算要求を行うこと。

【市行政の主要事業】

本市財政が健全化を進めている中で、「経済」「教育・子育て」「福祉・健康」「暮らし」「行政」に安心をもたらす市政運営を目指していかなければならない。

このために、第六次栗東市総合計画を見据えた事務事業を「参画と協働」を基本に推進する。令和2年度は、特に次の事業に重点を置くものとする。

○総括的な事項（栗東の元気創造を目指して）

- ・財政健全化の取り組みを更に進めながら、市民サービスのセーフティーネットの堅持、新たな行政需要への対応
- ・まちの活力・魅力向上のための「第2期栗東市総合戦略」・「シティセールス戦略」に基づいた事業展開及び財源確保
- ・元気都市栗東の構築につながる「元気創造事業」の展開

○経済に安心を（トップセールスで地域活力を創出）

- ・市長のトップセールスによる積極的な企業誘致
- ・地域経済の活性化と雇用の拡大、新たな税収確保につながる企業立地の促進
- ・商工振興ビジョン後半期ロードマップによる事業展開、商工会との連携による地元商工業の振興
- ・（仮称）栗東市農業振興基本計画の策定着手
- ・農地集積の促進と優良農地の確保
- ・地産地消による農林業振興と6次産業化の推進
- ・金勝地域の豊かな自然を活かした施設のあり方検討
- ・観光振興ビジョンロードマップに基づく観光振興
- ・ホースパーク構想の具現化（栗東健康運動公園）
- ・広報大使（うますぎる栗東大使）による本市の更なる魅力発信
- ・後継プランの実施及び効果的な土地活用

○教育・子育てに安心を（子どもが伸び伸びと育つ環境）

- ・学校トイレの洋式化など教育環境の整備、学力の言語能力育成やICT整備事業の推進
- ・待機児童の解消促進（第2期子ども・子育て支援事業計画の推進）
- ・学童保育所の充実
- ・子どもを安心して産み育てられる環境整備（小学3年生までの福祉医療費助成、妊娠期の健康管理と乳幼児の成長・発達支援、家庭児童相談室や子ども発達支援課・地域子育て支援センター・児童館などを中心とした子育て相談支援体制の充実）
- ・不登校や学校不適応等児童・生徒への支援、特別支援教育の推進
- ・「いじめ」問題に対応する諸施策の展開
- ・「ありがとう」が言える子育て・子育てのための12か条の推進

○福祉・健康に安心を（いきいき暮らせるまちづくり）

- ・関係機関や団体との連携・協働による共生のまちづくりをめざす地域福祉施策の推進
- ・「100歳大学」などの活動や「いきいき百歳体操」の普及啓発を通じた健康寿命の延伸と介護

予防の推進

- ・第8期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定
- ・済生会滋賀県病院をはじめ市内医療機関及び医師会等との連携による、安心できる医療体制の確立
- ・健康づくりに関する市民意識の向上と取り組み推進
- ・食育の推進
- ・高齢者の地域包括ケアシステムの深化・推進、社会参加や生きがい創造につながる地域づくり
- ・障がい者（児）の相談支援体制の充実、生活支援の基盤整備、地域生活支援や就労支援
- ・第3期栗東市障がい者基本計画、第6期栗東市障がい福祉計画の策定
- ・各種団体等との連携によるスポーツニーズの多様化に対応したスポーツ振興、国スポ開催に向けた関係機関との連携・情報交換
- ・生涯学習の支援と充実、青少年の健全育成
- ・誰もが生きがいを感じながら文化活動に親しめる芸術文化活動の振興

○暮らしに安心を（だれもが安心できるまちづくり）

- ・差別や偏見のない心豊かな住みよいまちづくりの実現に向けた人権・同和教育及び啓発の推進
- ・防犯、防災のまちづくりの推進（地域防災計画に基づく防災機能強化、自主防犯・防災組織の充実）
- ・国土強靭化地域計画の策定
- ・まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プランの具現化及び第6版の策定
- ・くりちゃんバスの安全管理の徹底と利便性向上に向けたバス交通体系の見直し
- ・歩行者及び自転車の安全確保、とりわけカラー舗装等通学路などの安全確保の更なる推進
- ・生活道路の整備並びに維持管理、広域連携による幹線道路整備、道路や橋梁の長寿命化等の計画的な実施
- ・広域連携による河川整備、普通河川等の浸水対策
- ・公営住宅の長寿命化推進
- ・水道水の安定供給、下水道施設の長寿命化と施設の適切な維持管理
- ・市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画の推進
- ・コミュニティセンターの施設改修の推進
- ・資源化率の向上などによる資源循環型社会の構築
- ・旧㈱R D エンジニアリング最終処分場対策工事への対応
- ・火葬場整備に向けた草津市との協議
- ・新環境センター基本計画の策定

○行政に安心を（「官から民」への基本理念で更に民間活力を活用）

- ・第八次行政改革大綱の着実な推進
- ・財政運営基本方針を踏まえた第三セクター等改革推進債の償還財源の確保
- ・公共施設等総合管理計画に基づく施設の維持管理、長寿命化対応
- ・様々な媒体の特徴を活かした情報公開による迅速で効果的な情報発信（行政の「見える化」）
- ・市民との対話型まちづくりの継続

- ・基幹系システムの「おうみ自治体クラウド協議会」共同運営システムの推進
- ・マイナンバーカードの普及
- ・市長部局と教育委員会部局との連携強化

予算要求書の提出期限：令和元年11月1日（金）〆切とする。

令和2年度予算編成要領

厳しい市財政の状況を充分に認識し、重要度・緊急度を精査の上、これらの度合いが高いものを厳選し、徹底した重点主義の予算とするため、編成方針に示した「予算見積原則」に基づく事項と合わせ、下記事項に留意して予算編成を行うものとする。

記

I. 全般的事項

- ①市民感覚とコスト意識を考慮した市政を推進する観点から、総合計画や行政改革大綱の進行管理における評価、事務事業の評価等の内容も踏まえ、事業の必要性、効率性を検証し、存続が必要な事務事業はその理由等を明確にすること。
- ②事業の選択に際しては、市民満足度の向上に寄与する行政サービスを提供するために実施する事業について、どのようにかかわり具体化していくのかを、縦割り行政の弊害を排除し、関係部課の横断的な連携を図りつつ総合的に検討すること。
- ③予算要求に際しては、(新)集中改革プラン等の改革効果を維持する観点から、令和2年度についても適正に予算見積りに反映させること。総合計画や行政改革大綱の進行管理における評価、事務事業の評価による点検・評価・精査を厳密に行い、漫然とした従前踏襲の要求は行わないこと。また、経常的経費については、基本的に10%縮減した内容での予算要求とすること。
- ④国・県の地方財政措置の動き、特に、国による今後の具体的な政策の動向や、県の行財政改革による影響等について情報収集に努め、特定財源の収入見込みを的確に行い、確実な財源の見込みのもとに予算要求すること。また、国・県補助金など各種依存財源について十分に調査研究し、その確保に努めること。さらに、国・県支出金の納入時期については、市の一般財源での振替対応の必要のない適切な時期となるよう、概算・部分請求等について関係部署に働きかけを行うこと。
- ⑤国・県においては、引き続き補助・負担金制度の見直しおよび廃止が各分野にわたって行われると考えられるが、この場合、財源措置されない事業については、一般財源への振り替えは認められないので、今後の動向を注視すること。
- ⑥事業の要求に際しては、施行能力や現況を十分検討し、節度ある適正な額を見積ること。また、各事業間の関連性に留意し、二つ以上の部・課に関連する事業等がある場合は、事前に関係部課間で協議し、重複要求や無駄が無いよう努めること。

II. 個別的事項

1. 歳入に関する事項

①市税

税制改正の動向、経済状勢の推移等を十分考慮しながら実態を把握し、年間収入額を計上すること。また、課税客体の完全な捕捉と課税の適正、自主納税意識の高揚を図るとともに、徴収率の向上に最大の努力を払うこと。特に、滞納分については、徴収計画を明らかにすること。

②地方譲与税等

地方財政計画策定の方向、過去の実績等を勘案の上、適正な収入見込額を計上すること。

③分担金及び負担金

現行法令及び条例・規則に基づいて的確に計上すること。

④使用料及び手数料

過去の実績等を踏まえ、年間の確実な収入見込額を把握し計上すること。

⑤国庫支出金・県支出金

事業内容・事業効果を十分検証するとともに、負担金については、関係法令の定める負担区分に基づき、確実な額を計上すること。また、補助金については、それぞれの交付基準に基づき、補助率、補助単価および補助事業量を的確に把握し、必要かつ適正額を計上すること。特に、補助・負担金の廃止縮減措置や中長期計画の動向に十分留意しながら年間事業量に見合う額を見積もること。なお、**予算編成後の国庫補助金等の一般財源振り替えは認められない**ので、精緻な補助金算定と確保に努めること。

⑥市債

起債対象事業費および起債充当率に留意し、適債事業に対し、適正な充当可能額を計上すること。

⑦その他の収入

それぞれの過去の実績を精査するとともに、創意工夫によりその增收を図り、的確な収入額を計上すること。

2. 歳出に関する事項

①人件費

人件費は義務的経費として大きな比重を占め、財政運営上の圧迫要因となっているので、なお一層の行政事務の合理化・簡素化を図ること。行政需要の変化に対しては、定数内の配置転換、職務の適正配分により対処し、現行の賃金支弁職員の漸減に努めること。尚、**会計年度任用職員については、総務部総務課合議済みの回議書コピーを資料として提出すること。**

②物件費

旅費、需用費、役務費、備品購入費等については、事務の簡素化・合理化等に努め、**基本的に10%縮減した要求とすること。**

研修・視察等旅費については、費用対効果を十分検証するとともに、近畿圏内での対応を原則とし、回数・人数の削減をすること。また、定例的な大会および全国大会への参加は認めない。

特に、食糧費については、会議等において自動給茶機を使用するものとし、昼食、賄い費用は原則的に認めないので留意すること。

委託料については、安易に外部委託および団体委託とせず、業務内容・範囲をよく検討し、真に経済的效果が期待できるもののみを計上すること。

情報システム等の導入・更新費用については、予算要求前に総務部総務課と協議を行い、資料として、同課合議済みの回議書コピーを提出すること。

③投資的経費

各種建設事業については、総合計画や中長期財政見通しに基づき計上することとするが、厳しい財政事情を踏まえ、全体事業量の改廃、事業実施時期の先延ばしや平準化について、さらに踏み込んで検討すること。特に、投資効果を十分に勘案し、重点的な計上に努めること。また、補助事業の受け入れについては、将来負担の増加、市費の継ぎ足し等が生じないよう十分検討の上受け入れること。

さらに、工事費、修繕料（工事を伴うもの）については、現地踏査により実態を把握し、事業の緊急度、必要性、効果、市民要望の度合い等を総合的に検討し、的確な計上をするとともに、国・県等の補助対象事業の採択基準に合致するものを単独事業で補うことのないよう十分考慮すること。

④一般行政経費

一般行政経費については、総じて、総合計画や行政改革大綱の進行管理における評価や事務事業の評価に基づく効果、必要性を十分精査した上で要求すること。

イ) 国・県の補助・負担金を伴うものについては、国・県の予算の動向を的確に把握し、本市の実態に即した必要な事務事業を取捨選択すること。特に、奨励的な補助事業は、その効果等の根本的な検討を厳しく行い、慢然と継続することのないよう留意すること。また、超過負担が必要となるものについては、積極的に見直しを行い、国・県の補助基準内の執行方法を検討すると同時に、国・県補助の見直し、削減がなされるものについては、市の補助率等の見直し、事業の廃止などについて検討の上、予算要求すること。

ロ) 国・県の補助・負担金を伴わないものについては、従前からの実績にとらわれることなく、その見直しと整理・合理化、節減を積極的に行い、行政効果が十分期待できるものに限定すること。

ハ) 負担金、補助金、交付金については、全面的に行政効果を見直し、補助目的を達したもの、期待された効果のないものは、積極的に整理・削減・廃止を行うとともに、市行政との関連性、その必要性を検討の上、真に実効のあるもののみを計上すること。また、補助金を交付する各種団体等に対し、適切な指導、助言を行い、効果の助長を図り、新規に補助を行う必要のあるものは、当初に補助目的を達した時点で廃止する（期限付）確約のもとに対応すること。

また、各種団体等の負担金については、その負担金額の低減が図れるよう協議・申し入れを行うこと。

二) その他歳出全般を通じ、総合計画や行政改革大綱の進行管理における評価や事務事業の評価に基づく効果、必要性を十分精査した上で効果的な予算計上すること。

年度途中で大幅な補正を行う事態とならないよう、関係機関等と十分に調整を図った上で予算計上すること。

III. 特別会計に関する事項

一般会計に準じ、それぞれの会計設置の目的を十分考慮して編成することとし、特に独立採算制を原則とする会計にあっては、一般会計に依存することのない運営の合理化に努めながら、受益者負担の適正化に留意し、収支の均衡を保持するとともに、次年度以降の負担増をきたすことのないよう配慮すること。

IV. 企業会計に関する事項

企業会計は、公共性の確保と経済性の発揮を前提に、本来独立採算制をとる会計であることから、長期的展望に立って経営収支を検討し、事業計画の策定に際しては慎重を期し、予算編成に際しても前記事項に留意し、安易に一般会計に依存することなく健全経営の確立を図ること。

V. その他

予算要求書の提出期限は、令和元年11月1日（金）とする。

期限厳守で、市民政策部財政課へ提出のこと。

「元気創造事業」については、「令和2年度 元気創造事業について」に基づいた要
求とすること。「事業提案書」は市民政策部元気創造政策課へ提出すること。提出期限
は、11月1日（金）とする。

ヒアリング日程については、予算要求書提出順に調整し別途連絡する。

ヒアリング当日は、先に提出済みの資料の他に現年度の予算執行状況（決算見込み）等、説明のために必要な資料・図面等を準備して、当日持参すること。

予算要求提出書類とその記載要領

予算編成事務を円滑かつ効率的に行うため、以下の事項に留意して書類作成してください。

1 予算要求書類

内 容	提出物・数	備 考
表紙(様式1)	B4紙 1	Word 様式を使用して作成し、確認並びに決裁署名欄に署名後提出してください。
当初予算見積方針等 (様式2)	B4紙 1	Word 様式を使用して作成し、プリントして提出してください。
事業別 歳入予算見積調書 歳出予算要求調書	B4紙 1	財務会計システムにより作成(入力)し、プリントして提出してください。 「事務事業概要」「積算根拠」「臨時・経常」欄の記載漏れに注意してください。
細事業明細書(様式3)	B4紙 1	同一の事業コード内の同一の節(細節)で、データが多い場合等に、本様式もしくは事業別歳出予算要求調書で作成してください。Word 様式を使用して作成し、プリントして提出してください。
補助事業費等内訳表 (様式4)	B4紙 1	Excel 様式を使用して作成し、プリントして提出してください。
資料	ファイル綴 1	文書量にかかわらずファイルに綴じて提出してください。 ファイルには、課名を記載してください。

※Excel 等の様式は、「グループウェア-共通様式-共通キャビネット-市民政策部-財政課-財政係」にデータアップ

※提出様式は、別紙2「予算要求調書など書類の提出について」を参照ください。

2 予算要求書提出部数、提出日

提出部数：原稿(原本)1部・資料1部

提出日：11月1日(金)

「職員派遣研修等参加要求書」は、10月25日(総務課迄)

※様式は、「グループウェア-共通様式-共通キャビネット-総務部-総務課-職員活性係」にデータアップ

「元気創造事業の提案書」は、11月1日(元気創造政策課迄)

※様式は、「グループウェア-共通様式-共通キャビネット-市民政策部-元気創造政策課-政策企画係」

にデータアップ

3 記載要領

- ① 事務事業の振り分けについては元年度予算をもとに判断し、事業コードが実態と著しく異なる場合等については、事前に財政課と協議をお願いします。
- ② 財務会計システムによる「事業別歳出予算要求調書」は、歳出事業コードの節(細節)ごとの前年度当初予算額、前年度現計予算額、前々年度決算額データがすでに入力されています。各所属で数値に誤りがないか確認をお願いします。
- ③ 「事業別歳出予算要求調書」の「事務事業概要」欄については、各事業の目的・内容・必要性・効果等を記載するとともに、効率性を検証し、事業の継続を必要とする具体的な理由・根拠等も合わせて、必ず記載してください。ただし、各種補助金及び負担金並

びに普通建設事業については、「積算基礎」欄に個々に説明を記載してください。

- ④ 経常的経費については、長期継続契約等を除き、基本的に10%縮減した内容の予算要求とすること。
- ⑤ 湯茶接待にかかる食糧費については、自動給茶機を使用するものとし、昼食、賄い費用は原則として認めません。自動給茶機のない施設については、茶葉の費用のみの計上してください。補助・委託・負担事業についても同様の取り扱いとします。
- ⑥ 予算科目は、歳入・歳出ともに原則として前年度科目によることとし、変更のある場合は、事前に財政課と協議をお願いします。
- ⑦ 職員給与（会計年度任用職員を除く）については、総務部総務課において算出計上しますので、時間外勤務手当についてのみ各所属で計上してください。
→ 時間外勤務手当のみ、財政課で財務会計システムに入力します。各課で財務会計システムには入力せず、Excel形式の配付様式で要求してください。
- ⑧ 歳入歳出予算要求調書は、歳入歳出とも「積算基礎」欄に算出基礎となった積算式等の根拠を具体的に分かりやすく記入してください。歳出については、節または細節ごとに経常的な経費(経常)と臨時的な経費(臨時)に区分し記入する（臨時経費に「臨」を付す）とともに、補助対象事業費については◎（二重マル）、新規事業費については「新」の印を付してください。（新規事業については、原則として認めていませんが、地方創生関連など真に必要な事業、国や県の施策等との関係からやむを得ず実施しなければならない事業を想定しています。）

さらに、（新）集中改革プランによる影響がある項目については「プ」の印を、「元気創造事業」には「元」の印を、「地方創生関連事業」には「地」の印を付していただきますようお願いします。

また、要求書には細節のうちの要求単位ごとに、H30決算額、R1予算額、R1契約済額、人数や回数、延長や面積などの業務量の実績や計画内容、事業実施の目的や理由などを記入してください。さらに、これに記入しきれない内容は、適宜積算明細等が明らかになる資料を添付してください。

なお、工事費・用地費等は位置図・設計図・設計書等の資料の提出をお願いします。

- ⑨ 補助金及び補助事業等、近隣市町と比較可能なものについては、比較表を資料として提出してください。
- ⑩ 各種団体等への補助金及び負担金については、当該団体等の予算書・決算書等を資料として提出してください。
- ⑪ 資料はカタログ、設計書、設計図、位置図、実物見本、パンフレット等をバインダーに編綴し、背表紙に所属名を記し、資料ナンバーのインデックスを付けて提出いただこうようお願いします。

予算要求調書には、資料・図面箇所ナンバーを「積算基礎」欄に明記してください。

予算要求調書の提出は、課ごとにとりまとめ、事業コード順かつ歳入と歳出がセットになるよう並べて提出してください。（詳細は、別紙「予算要求調書など書類の提出について」を参照ください。）係単位の提出は受け付けませんので申し添えます。

- ⑫ 補助事業費等内訳表

補助事業費等内訳表は、すべての補助事業について作成してください。ただし、支出

が一つの節(細節)のみの事業については、作成不要とします。

⑬ 予算標準単価等

イ)報酬 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」による。

ロ)講師謝金 1回(半日程度) 6,300円

特別講師謝金は、内容に応じ適正な額としてください。

ハ)旅費

一般職の職員による概算額

東京 1回(一泊2日) 46,000円 大阪 1回(日帰り) 5,000円

名古屋 1回(日帰り) 15,000円 名古屋 1回(一泊2日) 30,000円

日当 路程100km以上 2,600円

詳細については、「栗東市職員等の旅費に関する条例及び同規則」を参照してください。

二)会計年度任用職員

別途、総務部総務課から通知します。資料として、同課合議済みの回議書コピーを提出してください。

ホ)情報システム等の導入・更新費用

情報システムの導入・更新については、他のシステムやネットワークインフラの運用・管理にも関連し、各所属でのみ使用するシステムであっても全庁的な調整が必要となるとともに、セキュリティ上の統一的な対応が必要となることから、**予算要求前に総務部総務課と協議を行い、資料として、同課合議済みの回議書コピーを提出してください。**

別紙1

報償費について

◎ 研修会等 講師報償金基準
機関講座

1. 講演・指導料

(単位 円以内)

区分	一般教養・研修 趣味講座等	専門研修	講演会	市外者の 交通費	材料・資料 相当額
一般経験者 (実務・教養)	6,300		協議・交渉による額	※ (千円単位)	※ 参加者負担を基本とするが指導 上必要な場合 実費相当額
学校教諭	6,300	9,000	ただし 研究・講座等に準ずる 規模にあつては左欄の額相当額		
学校校長	7,600	10,800			
大学講師	7,600	10,800			
大学教授		13,500			
県職員	6,300	9,000			
医師		13,500～ 18,000			
特別講師・ 講師派遣機関	協議・交渉による額				

2. 適用範囲 おおむね半日(2時間～3時間程度)以内で実施されるものについて対象とします。

3. その他 ①講演、指導料については、実習、実技を含んだ額とし、市内の交通費を含んだものとします。

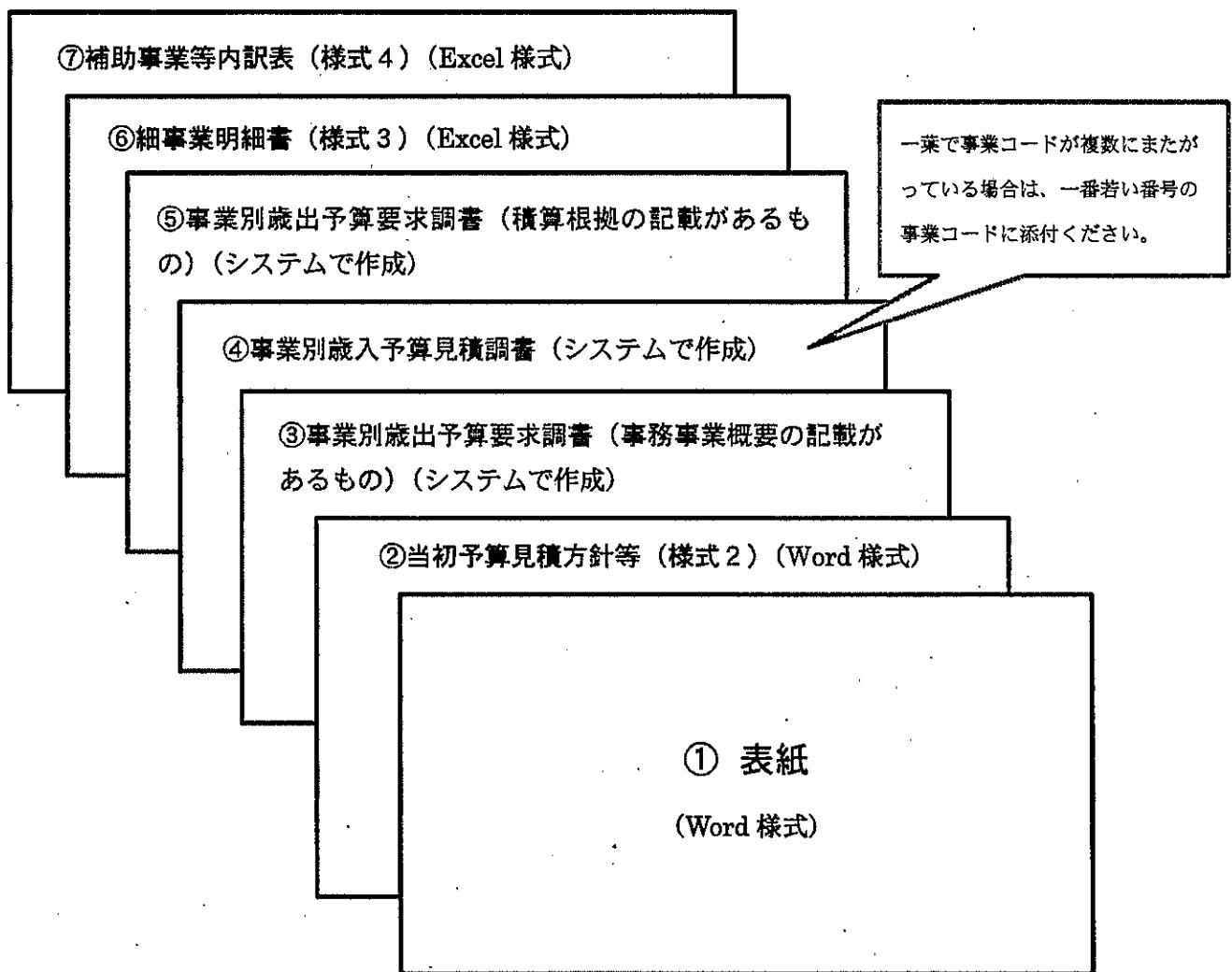
②講演料の予算計上額は、予定額であり、依頼講師の区分で協議してください。
(ただし、予算計上額範囲内の対応を原則とします。)

③講師派遣機関の場合、見積計算書を添えてください。

別紙2

予算要求調書など書類の提出について

すべて「B4横」サイズにて、片面刷りで印刷の上、1部を財政課まで提出ください。



- (1) 会計ごと（一般会計・特別会計ごと）に作成ください。
- (2) 繰じる順番は、①表紙 → ②当初予算見積方針等（様式2）→ ③事業別歳出予算要求調書（事務事業概要の記載があるもの）～⑦補助事業等内訳表（様式4）（事業コードが若い番号順に（歳入）（歳出）をセットにして）です。
- (3) ⑥細事業明細書（様式3）、⑦補助事業等内訳表（様式4）については、該当のある場合など、必要に応じて添付ください。
- (4) 別に、予算見積や積算の根拠となった資料を「資料集」としてファイルに綴じて提出ください。

※「システム」とは、「財務会計システム」のことです。



資料2

令和2年度 元気創造事業について

事業の元気等

(趣旨)

わがまち栗東への誇りと愛着を育むことを通じて、市民が元気に暮らす姿を創出し、「いつまでも住み続けたくなる安心な元気都市栗東」の実現を目指し、未来へつなげる事務事業として元気創造事業を実施していくものとする。

(目的)

元気創造事業では、地域資源であるヒトやモノを活かし地域活力を創出することや、多様な主体との協働・連携や市民参画を通じて、人と人とのつながりを創出することにより絆を育むことを目的とする。

(対象事業)

地方自治法第2条第2項に掲げる自治事務のうち、真に未来の元気創造につながる次の事務事業を対象事業とする。

(1) 市民参画と協働による事業

①協働や連携による事務事業

市民や企業、大学等と協働で実施するイベント、地域人材の育成支援事業など

②市民参画による施設維持管理等の事務事業

市民の協力を得ながら実施する道路・河川など公共施設の維持管理にかかる事業など

③市民参画や協働による補助事業

市民や企業、大学等が主体となって実施されている事業への支援など

(2) 地域資源の有効活用を目指した事業

①市の活力を創出する、若しくは市に縁のある人的な資源を活かした事業

②技術や技能、更には知的資源を活かした事業

③市固有の自然や歴史、文化などの資源を活かした事業

④地域固有の資源を再発見・再評価する事業

⑤その他、市長が必要と認めた事業

(対象外とする事業)

1. 次の事業については、対象外とする。

(1) セーフティネットにかかる事業

(2) 義務的な事

(3) 法定受託事務

2. 本年度より、単に既存事業を拡大・改良しただけの事業は対象外とする。

2. 各年度の事業実績

元気創造事業は、「市民参画と協働」と「地域資源の活用」を主とした事務事業を推進することで、「つながり」や「きずな」を育むことを目的に、平成24年度から継続実施してきた。

当事業の推進により、それぞれの事業数が徐々に増加しているということは、市民や各団体等の多様な主体との協働や連携、市民参画が広がりを見せていくものである。

【平成24年度】

■全体事業数 16事業 (1,040,320千円)

・市民参画と協働事業 6事業 9,150千円

(市長の元気創造対話事業、元気創造まちづくり事業、野洲川花火大会事業等)

・地域資源活用事業 1事業 6,400千円

(観光情報の発信総合拠点の整備)

【平成25年度】

■全体事業数 27事業 (48,009千円)

・市民参画と協働事業 11事業 11,029千円

(子育て講座事業、観光振興事業「くりちゃん着ぐるみ」、りつとう美知メセナ事業等)

・地域資源活用事業 8事業 9,180千円

(馬事業の推進、商工団体等育成事業「バル事業等」、森田まさのりルーキーズトーク事業等)

【平成26年度】

■全体事業数 24事業 (24,331千円)

・市民参画と協働事業 18事業 19,367千円

(防災士育成事業、非常災害用井戸登録事業、おはなし会等)

・地域資源活用事業 6事業 4,964千円

(SNS活用事業、メディア活用事業、栗東ジュニア歴史講座事業等)

【平成27年度】

■全体事業数 23事業 (21,108千円)

・市民参画と協働事業 17事業 13,792千円

(使用済小型電子機器等の再資源化事業、竹村定治コレクション展開催事業等)

・地域資源活用事業 6事業 7,316千円

(ふるさとりつとう応援寄附推進事業、堂々りつとう景観記念日事業等)

【平成 28 年度】

■全体事業数 21 事業 (95,017 千円)

・市民参画と協働事業 15 事業 8,398 千円

(「生き方カフェ」とシンポジウム開催事業等)

・地域資源活用事業 6 事業 86,619 千円

(金勝山間伐材による広報発行事業、ふるさとりっとう応援寄附推進事業等)

【平成 29 年度】

■全体事業数 21 事業 (89,377 千円)

・市民参画と協働事業 15 事業 6,977 千円

(生活道路拡幅推進事業、開館 30 周年記念みんなの図書館事業等)

・地域資源活用事業 6 事業 82,400 千円

(くりちゃん P R 事業、企画展開催事業等)

【平成 30 年度】

■全体事業数 19 事業 (88,443 千円)

・市民参画と協働事業 13 事業 4,985 千円

(市民いきいきライブラリー事業等)

・地域資源活用事業 5 事業 81,458 千円

(まちの元気と魅力・発信事業等)

・両区分に該当する事業 1 事業 2,000 千円

(栗東市魅力発信事業)

【令和元年度】

■全体事業数 19 事業 (87,864 千円)

・市民参画と協働事業 11 事業 3,294 千円

(市長の元気創造対話事業等)

・地域資源活用事業 6 事業 82,898 千円

(ふるさとりっとう応援寄附推進事業等)

・両区分に該当する事業 2 事業 1,672 千円

(栗東市魅力発信事業等)

3. 令和2年度 元気創造事業成案化の流れ

1. 元気創造事業の進め方

(1) 令和2年度 予算編成方針への位置づけ

令和元年度 予算編成方針に、「元気創造事業」の目的、定義を位置づける。

- ・総合調整会議（10/2）
- ・予算編成説明会（10/9）
- ・事業の提出（～11/1）

(2) 各課ヒアリング

提案された元気創造事業について、各課ヒアリングを実施する。

(3) 予算措置

令和2年度 元気創造事業について、各課ヒアリング等を行うなかで、事業効果の大きいものを1つの基準として、「選択と集中」による精査をしたうえで、市長が元気創造事業を決定する。

(4) 地方創生関連事業との関係性

総合戦略における地方創生関連事業として取り組むべき事業である場合の取扱については、その推進のため相互に位置づけて将来につながる事業展開を図っていくものとする。

2. スケジュール（案）

